

# 川越市温室効果ガス排出削減指針

平成20年10月 1日（策定）

平成27年12月18日（改正）

令和 8年 5月12日（改正）

## 第1章 総則

### 1 目的

この指針は、川越市地球温暖化対策条例（平成19年条例第42号。以下「条例」という。）第9条に基づき、同条に規定する特定排出事業者が、その事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を適正に講ずるために必要な事項を定める。

## 第2章 温室効果ガスの排出量の把握及び温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を行う事業活動の範囲

- 1 年度における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）が1,500キロリットル以上である事業所において行われる事業活動のうち、エネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って二酸化炭素の発生を伴うもの
- 2 二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）及び二酸化炭素以外の温室効果ガスのうち、そのいずれかの排出量が二酸化炭素に換算して年間3,000トン以上の事業所<sup>※1</sup>において行われる当該温室効果ガスの排出を伴う事業活動

※1 当該事業所を市内に設置している者で常時使用する従業員の数が21人以上であるものに限る。

## 第3章 温室効果ガス排出削減計画書の記載事項

### 1 記載事項

特定排出事業者は、温室効果ガス排出削減計画書（様式第1号）の作成にあ

たつては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 特定排出事業者の概要等
- (2) 計画期間
- (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置（計画）
- (4) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標等（排出の状況、目標とする排出量等）

## 第4章 温室効果ガス排出削減計画書の作成にあたっての注意事項

### 1 特定排出事業者の概要等

特定排出事業者は、住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、特定排出事業者の名称、事業所の名称、事業所の所在地、事業者の主たる業種、該当する事業者要件、常時使用される従業員の数、担当部署等の連絡先を記載するものとする。

なお、代表者は、当該事業所の温室効果ガス排出量の算定に責任を有する者（事業所長、工場長、温室効果ガス排出量の算定を担当する部署の長など）に、計画の提出を委任することができる。この場合、氏名欄に代表者名と併せて代理人氏名を記載することとし、委任状の添付は必要としない。この規定は実施状況書の提出について準用する。

### 2 計画期間

計画期間（目標年度）は5年以内とする。

### 3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置（計画）

特定排出事業者は、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業省告示第66号）」及び「工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断基準（令和5年3月31日経済産業省告示第28号）」を参考に、事業活動の特性に応じて、実施可能な対応を検討したうえ、適切かつ有効な措置を示すものとする。

なお、その措置によって削減しようとする温室効果ガスの排出量を算出することができる場合は、その数値を示すものとする。

### 4 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標等（排出の状況、目標とする排出量等）

- (1) 排出の状況

当該年度の前年度の排出量を算定する。

(2) 基準年度

計画期間の初年度の前年度（以下「基準年度」という。）における温室効果ガスの排出量を算定する。

(3) 当該年度

計画書を提出する年度のことをいう。

(4) 目標年度における排出量

5年以内で任意に設定した目標とする年度における排出量とする。

(5) 温室効果ガスの排出削減目標の設定

特定排出事業者は、温室効果ガスの排出の状況、計画期間の措置の実施状況、他法令の基準などを総合的に勘案し、実施可能な対策を検討したうえ、総排出量（総量）又は原単位排出量を指標として、温室効果ガス排出量の削減に関する目標を設定する。

原単位排出量は、ある年度の温室効果ガス排出量を当該年度の生産数量、建物延べ床面積又はその他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標等で除して得た値とする。

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標の例を下表に示す。なお、特定排出事業者は、この例によらず、事業活動の特性をもとに温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ最も適した指標を定めることができるものとする。

また、特定排出事業者の業態により単一の指標の設定ができない場合は、活動実態に即した複数の指標を設定することができるが、その際にはその設定方法を示すものとする。

<表 業種（用途）と原単位に用いる母数の例>

区分	温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標
製造業	生産数量（t）
	生産金額（円）
小売業	売場面積（㎡）
	売上金額（円）
ビル	建物延べ床面積（㎡）
	空調面積（㎡）
	空調容積（㎥）

## 第5章 実施状況書の作成

特定排出事業者は、温室効果ガス排出量削減計画書に基づき実施した対策の状況等について、次の事項を記載した「実施状況書」を条例施行規則第4条に定め

る様式第2号により作成する。

## 1 記載事項

特定排出事業者は、実施状況書（様式第2号）の作成にあたっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 特定排出事業者の概要等
- (2) 実施年度
- (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置
- (4) 温室効果ガスの排出量の実績

## 2 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量

- (1) 前年度のエネルギー使用量について、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく算定方法により排出量を算出するとともに、排出量の算定の根拠となるエネルギー種類ごとの使用量が分かる書類を実施状況書に添付すること。
- (2) 条例施行規則第2条第2号から第8号に該当する特定排出事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定方法により排出量を算定する。

## 3 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施状況

温室効果ガス排出削減計画書に盛り込んだ温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置についての実施状況を示すものとする。